（別紙）

大まち発第１７８号
令和８年９月１６日

茨城県知事　　殿

大洗町長　國井　豊

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定に基づき令和８年５月２９日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第８条第１項の規定により意見を提出します。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　大洗シーサイドステーション

所在地　東茨城郡大洗町港中央 11 番地２

２　届出者

(1) 株式会社Oaraiクリエイティブマネジメント

代表取締役 常盤 良彦

東茨城郡大洗町港中央11番地２

(2) 株式会社セイミヤ

代表取締役 加藤 勝正

潮来市潮来617番地・618番地

(3) 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市大字卒島 1293 番地



３　意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
特になし		

（備考）１　意見の内容は、大規模小売店舗立地法第４条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。